

平成22年4月1日

足立区剣道連盟

足立区剣道連盟級位審査等に関する規定

1、目 的

足立区剣道連盟（以下「足剣連」という）は、東京都剣道連盟級位審査規程に基づき、級位の審査及び級位の授与について定める。

2、受審資格

級位を受審しようとする者は、原則として足剣連各所属団体の会員でなければならない。

1級は、中学校1年生以上の者

3、審査方法

級位審査は、1級審査については、足剣連において実施する。

2級・3級については、足剣連各所属団体に委任して行なう。

4級以下は、足剣連各所属団体において定める。

実 施 要 領

1、1級から3級までの審査は、実技（切り返し含む）及び木刀による剣道基本技稽古法により行なう。

（1） 1級は、基本1から基本9まで実施

（2） 2級は、基本1から基本6まで実施

（3） 3級は、基本1から基本4まで実施

2、木刀による剣道基本技稽古法で、立会い人は、基本1から最後まで号令（説明を含む）をかけるものとする。

附 則

この規定は、平成22年4月1日から施行する。